

第 1706 回 (2 月 18 日)

兼業深化地域における

担い手形成と農協、地域

——愛知県西尾市農協農作業信託部——

村 松 功 巳

わが国の農業経営は、農業機械・施設の大型化、農産物の自由化等によって、より合理的な個別経営体あるいは組織経営体へと転換することが求められている。しかし高地価等であることから農作業、農業経営の受託による規模拡大が望まれている。その場合、委託者の形成条件の整備や受託者の育成のための受委託の地域的な調整主体の形成・整備が必要とされており、これらの点が経営体の形成、育成に大きな影響を与えている。

愛知県の西三河地域における農作業および農業経営の受託による経営規模の拡大過程とその地域調整主体、新たに形成された地域的な受委託の秩序関係を、西尾市農協農作業信託部（西三河南部地域農業機械銀行西尾市農協支所）の活動を事例に報告した。

西三河地域は、早くから農家の兼業化が進み集団栽培組織や機械の共同利用組織さらには農作業を広域的に仲介・斡旋する技術信託方式がわが国ではじめて実施された地域である。西尾市は、トヨタ自動車関連の西三河内陸工業地帯のやや周辺部に位置しており、昭和 40 年代に入って自動車関連企業の誘致がなされ、工場数が著しく増加し、農家の農業労働力が急速に吸収され、兼業化が進むとともに農作業の受委託が進み、受託者が「一匹狼」的に形成され、受託競争がくりひろげられてきた地域である。

昭和 47 年の農業機械銀行の設立、48 年の農協の農作業信託部の設立によってそれら受託者は農協へ組織化された。そして受託体制が整備された。55 年の愛知県農業機械技能者協会への加入、56 年からの集団転作の受託による、地域の農業の担い手としての明確な位

置づけとそれによる積極的な育成がそれであった。

その後、このような農作業の受委託関係を基盤にして、農業経営の受託へと展開してきた。現在では借地経営として形成されている。しかも主に旧農協の支所の地域範囲を受委託範囲とする、新たな地域的な農業生産体制が整備されている。農業機械銀行の受託者として、旧農協の支所の地域範囲が農作業の受委託の地域範囲として設定され、育成されてきたことから、その関係を基盤にして経営の受委託関係が形成されたのである。しかも集団転作のブロックローテーションの受託者としても位置付けられており、地域の農業の担い手として、また地域の農地の利用秩序関係が整備、形成されているのである。

なお、現在は、受託者の世代交替の問題、認定農業者制度による非認定信託部会員の問題、圃場の分散の問題等が大きな課題となっている。現在の借地経営を基盤とした農作業の受委託による地域的な農業生産体制を、今後より一層整備して行くことが求められているのである。特に農業経営の受託圃場の分散の問題が大きな課題となっており、その調整のための農地利用集積協議会が組織され、活動している点が注目される。